

令和7年度 南平公民館運営審議会

日時 令和7年7月15日（火）

午後7時00分 開始

会場 南平公民館 会議室

次 第

1 開会

2 確認および報告事項

3 館長挨拶

4 委員の委嘱

（1）委嘱書の交付

5 会長挨拶

6 議長ならびに議事録署名人の選任

7 議題

（1）令和6年度 公民館の使用状況について

（2）令和6年度 公民館関係事業報告について

（3）令和7年度 公民館関係事業計画（案）について

（4）その他

8 閉会

資 料 川口市公民館運営審議会条例

川口市公民館運営審議会事務要綱

## 南平公民館運営審議会 委員名簿(案)

会 長 望月 佳司  
副会長 鳴神 英雄

任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日

令和7年7月 現在

No.	氏名	現在の公職	条例第3条該当名
1	◎ 林 奈緒美	元郷南小学校校長	学校教育関係者
2	中里 光子	南平地区連合町会 婦人部長	社会教育関係者
3	高野 寿久	南平地区 レクリエーション協会会長	社会教育関係者
4	望月 佳司	南平地区連合町会長 元郷一丁目西町会長	社会教育関係者
5	鳴神 英雄	元郷一丁目中町会長	社会教育関係者
6	瀧田 正弘	元郷二丁目町会長	社会教育関係者
7	大谷 富夫	元郷三丁目南町会長	社会教育関係者
8	倉田 一男	元郷三丁目北町会長	社会教育関係者
9	白根 幸男	元郷四丁目町会長	社会教育関係者
10	◎ 金子 静枝	元郷五丁目町会長	社会教育関係者
11	片野 俊彦	元郷六丁目町会長	社会教育関係者
12	◎ 岩見 悟	新井町町会長	社会教育関係者
13	◎ 川中子 晃司	弥平一丁目町会長	社会教育関係者
14	永瀬 一美	民生委員児童委員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
15	荻野 梓	川口市議会議員	知識経験者

◎: 新任者

議題（１）令和６年度 公民館の使用状況について

令和6年度累計

開館日数			使用件数	時間帯別使用件数(コマ数)					使用料(コマ数)				参加人数(人)	
				9~	11~	13~	15~	17~	19~	倍徴	全徴	半徴		免除
305	主催(共催)	館内	262	118	118	3	13	10	0	0	0	0	262	4,974
		館外	6	0	0	3	3	0	0	0	0	0	6	270
	貸出		2,963	748	679	555	307	224	450	0	1,067	1,049	847	36,888
	計		3,231	866	797	561	323	234	450	0	1,067	1,049	1,115	42,132

①主催(共催)の部						②貸出の部					
種別		①館内		②館外		種別	倍徴	全徴	半徴	免除	参加人数
		回数	参加人数	回数	参加人数						
定期講座	教養講座	0	0	4	229	ゲスト利用者	0	307	0	0	3,882
	趣味	0	0	0	0	一般団体(市内)	0	760	0	0	8,768
	実務・実技	0	0	0	0	一般団体(市外)	0	0	0	0	0
	スポーツ・レクリエーション	0	0	0	0	公共団体	0	0	0	233	4,705
	子ども対象	14	143	0	0	行政協力団体	0	0	0	128	2,392
	小計	14	136	4	229	町会	0	0	0	61	1,207
その他	イベント	3	2156	1	25	青少年少女団体	0	0	0	196	3,136
	その他	113	2682	2	16	ボランティア団体	0	0	0	6	120
	小計	116	4838	3	41	青少年団体	0	0	6	0	151
合計		130	4974	7	270	婦人団体	0	0	1	0	17
						長寿団体	0	0	51	0	758
						体レク団体	0	0	511	0	4,647
						PTA	0	0	16	0	144
						実務団体	0	0	41	0	526
						趣味団体	0	0	393	0	5,594
						その他の団体	0	0	30	0	841
						教育委員会認定団体	0	0	0	0	0
						合計	0	1,067	1,049	624	36,888

施設の使用件数と①主催(共催)事業の部における開催回数の差は、一度の開催で複数の時間帯にわたって施設を使用したことによるものです。

議題(2)令和6年度 公民館等関係事業報告について

◎南平公民館事業

○事業一覧

※参加者数はのべ人数。( )内は募集・予定人数/回

事業名	内 容	対 象	参 加・ ( 募 集 )	実 施 日	回 数 ( 日 )
小学生卓球教室	卓球を基礎から学ぶことで、体を動かす楽しさを知る。	小学生	59人 (10人)	6月～9月 不定期(火)	10
川 口 市 民 大 学 川口市で見られる在来種と外来種	日頃、見かける生物の由来や生態を知り” 気付き”を促進するための知識を深める(オ ンライン開催)	一 般	44人 (定員なし)	7月2日 —	1
高齢者教室(寿大学) (人権問題理解講座を含む)	豊かさを実感でき、生きがいをもって自らの 未来を切り開き、活力ある高齢者を目指 す。	高 齢 者	229人 (100人)	7月10日 ～4日間	4
子どもペン習字教室 (青少年育成事業)	鉛筆の持ち方から始め、文字を正しく書け るように基本を学ぶ。	小学生	69人 (24人)	7月23日 ～3日間	3
ものづくり教室	キャンドル作りを通して、「ものを作り上げる 楽しさや喜びを体験し、同時に自主性・創 造性を養う。	小学生	15人 (30人)	8月7日 1日	1
クラブリーダー研修会	公民館の円滑な利用と社会教育事業の推 進を図る。(書面配布)	ク ラ ブ 代 表 者	38人	3月15日 ～14日間	1

◎南平ブロック(南平・領家・朝日・朝日東の四公民館)共同事業

人 権 問 題 専 門 講 座 ( 朝 日 公 民 館 )	重層的支援体制整備事業からみる地域共 生社会の実現	一 般	50人	11月28日	1
----------------------------------	------------------------------	-----	-----	--------	---

◎その他(共催事業など)

おやこの遊びひろば (子育て支援事業)	お子さん連れでくつろげるフリースペース	親 子 (～3才)	2682人	木・金 第2第4土	113
たのしい子どもひろば (青少年育成事業)	昔あそび等子どもの楽しい遊び場を提供す る。	幼児、 小・中学生	161人	7月28日	1
南平地区献血会	献血	一 般	9人 7人	8月22日 3月21日	2
第41回 南平公民館地区文化祭	公民館クラブ等の日頃の成果の発表など	一 般	1,995人	11月9日 ～2日間	2
子どもクリスマス会 (青少年育成事業)	クリスマスにちなんだものづくりや、ゲーム 等で楽しく過ごす。	小学生	25人 (25人)	12月14日	1

議題(3)令和7年度 公民館関係事業計画~~案~~について

◎南平公民館事業

※参加者数はのべ人数。(令和7年7月10日終了時点)

( )内は募集・予定回数/回

○事業一覧

事業名	内 容	対 象	参 加 ( 募 集 )	実 施 日	回 数 ( 日 )
長 寿 健 康 講 座 (人権問題理解講座を含む)	豊かさを実感でき、生きがいをもって自らの未来を切り開き、活力ある高齢者を目指す。	高 齢 者	240人 (100人)	5月13日 ～3日間	3
子 ども ペ ン 習 字 教 室 ( 青 少 年 育 成 事 業 )	鉛筆の持ち方から始め、文字を正しく書けるように基本を学ぶ。	小 学 生	(40人)	7月23日 ～3日間	3
も の づ く り 教 室	キャンドル作りを通じて、作品を作り上げる楽しさや喜びを体験し、同時に自主性・創造性を養う。	小 学 生	(30人)	8月6日	2
川 口 市 民 大 学 (防災・防犯講座)	防災・防犯対策の知識を学び意識を高める。	一 般	(540人)	1月21日 ～4日間	4
ク ラ ブ リ ー ダ ー 研 修 会	公民館の円滑な利用と社会教育事業の推進を図る。	ク ラ ブ 代 表 者	(50人)	2月ごろ	1

◎南平ブロック事業(南平・領家・朝日・朝日東の4公民館)共同事業

人 権 問 題 専 門 講 座 ( 南 平 公 民 館 )	未定	一 般	(30人)	未定	1
----------------------------------	----	-----	-------	----	---

◎その他 (共催事業など)

たのしい子どもひろば ( 青 少 年 育 成 事 業 )	昔あそび等子どもの楽しい遊び場を提供する。	幼 児、 小・中学生	(120人)	7月27日	1
南 平 地 区 献 血 会	献血	一 般	(30人)	8月21日 3月24日	2
第42回 南平公民館地区文化祭	公民館クラブ等の日頃の成果の発表など	一 般	(2,000人)	11月8日 11月9日	2
子 ども ク リ ス マ ス 会 ( 青 少 年 育 成 事 業 )	合唱、ゲーム等で楽しく過ごす。	小 学 生	(25人)	12月13日	1
おやこの遊びひろば ( 子 育 て 支 援 事 業 )	お子さん連れでくつろげるフリースペース	親 子 (～3才)	(4,280人)	木・金 第2第4土	107

#### 議題（４）その他

##### ○令和６年度南平公民館の工事について（報告）

令和６年度、工事はありませんでした。

##### ○令和７年度南平公民館の工事予定について（予定）

令和７年度は、工事を予定していません。

# ○川口市公民館運営審議会条例

平成 11 年 12 月 21 日  
条例第 48 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2 以上の公民館について 1 の審議会を置くことができる。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(平成 24 条例 23・追加)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成 24 条例 23・旧第 3 条線下)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成 24 条例 23・旧第 4 条線下)

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成 24 条例 23・旧第 5 条線下)

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(平成 24 条例 23・旧第 6 条線下)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(平成 24 条例 23・旧第 7 条線下)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平成 24 条例 23・旧第 8 条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

2 川口市立公民館設置及び管理条例(昭和 46 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

# 川口市公民館運営審議会事務要綱

## 1 目的

この要綱は、本市の公民館運営審議会の事務に関し共通の基準を定めることにより、館長の諮問機関としての適切な運営を図ることを目的とする。

## 2 設置

一つの公民館に一つの公民館運営審議会を置く。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、2つ以上の公民館について1つの審議会を置くことができる。

## 3 委員

(1) 委員の役割…公民館の運営に、地域住民の意見・要望等が十分に反映される役割を担う。

(2) 身分…非常勤の特別職公務員。

(3) 兼務の禁止…一人が2つ以上の公民館運営審議会委員を兼ねることはできない。

(4) 男女比…3割以上(4人)は女性委員とするよう努めるものとする。

(5) 構成人数等(各関係者の人数は原則とする)

ア 学校教育関係者…1～3人

(ア) 学校教育関係者とは、地域内の公立学校長。

(イ) 役割…地域の教育という観点から公民館運営について、指導・助言する役割を担う。

イ 社会教育関係者…8～12人

(ア) 社会教育関係者とは、地域の社会教育活動者・施設の社会教育関係団体。

(イ) 役割…地域の社会教育活動や施設の社会教育関係団体に所属し、その活動・団体の現状や問題点を十分に把握するとともに、それらが公民館の持つ「公共性」「目的」と、どう一致するかを冷静に見て判断し、公民館運営をのばすように協力する役割を担う。

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者…2人以内

(ア) 家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、地域の子育てサークルのリーダー・子育てサポーター・家庭教育に関する相談員や児童福祉司等。

(イ) 役割…地域の家庭教育に関する学習機会の現状や課題を十分に把握するとともに、地域の実情に応じた多様な学習機会が提供されるよう公民館運営に協力する役割を担う。

エ 知識経験者…2人以内

(ア) 知識経験者とは、地域の見識者・議会議員・社会教育関係団体構成員・公務員等。

(イ) 役割…地域の文化活動や学習活動の模範的実践者で、学問上の識見と豊かな生活経験があり、公民館に関して「知識・経験」者であるとともに館長へよき助言をする役割を担う。

#### 4 期間

1期2年とする。但し、再任は連続して2期までを原則とする。

#### 5 調査審議内容

公民館における各種事業の企画実施等に関することについて調査審議するものとし、内容は次ぎのようなものとする。

- (1) 公民館事業計画
- (2) 地域の実態と課題について調査
- (3) 地域課題に対する施策について
- (4) 学級講座の体系化と充実について
- (5) 地域住民からの人材発掘
- (6) 利用状況などの調査分析
- (7) 情報収集と公民館活動への反映
- (8) 社会教育関係団体の育成方策と連絡提携
- (9) 公民館の趣旨徹底と広報活動
- (10) その他

#### 6 委員の選出

選考協議会を開催し次のとおり委員を選出する。なお、選考協議会に関し、事前に館長を進行役とした事前協議会を開催することができる。

##### (1) 選考協議会の開催（座長・進行役は互選 委員数は10名以内）

ア 学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者・知識経験者の別に定数内訳を枠決めする。

イ 学校教育関係者は、当該学校長間で互選する旨館長から説明する。

ウ 社会教育関係者は、地域の社会教育活動者及び施設の社会教育関係団体に分けそれぞれ列挙し選出する。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

オ 地域の知識経験者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

##### (2) 推薦書の提出

ア 選出した施設の社会教育関係団体には、民主的選出による人選をおこない会長名で推薦書を館長あてに提出するよう依頼する。

イ 選出した地域の社会教育活動者、地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者及び地域の知識経験者は、内諾を得た後選考協議会で推薦する。

##### (3) 教育委員会に提出

ア 館長は候補者内申書・委員名簿を作成し、教育委員会の会議に議案として提出し議決を得てから委嘱する。

#### 7 任期途中の補充

- (1) 解嘱の事由が発生した場合には、速やかに教育長あてに解嘱の報告をするものとする。

なお、解嘱の事由は、

ア 委員が死亡した場合。(教育委員会報告事項)

イ 職指定(学校教育関係者)の委員がその職を離れた場合。(教育委員会報告事項)

ウ 法律・条例及びこの要綱の規定されている委員としての資格要件を欠くに至った場合。  
(教育委員会報告事項)

エ 本人が退任した場合。(教育委員会議決事項)

オ 委員としてふさわしくない非違があったため、教育委員会として委員を解嘱する場合。  
(教育委員会議決事項)

カ その他教育委員会が必要と認めた場合。(教育委員会議決事項)

※ 各種審議会委員等の解嘱に関する教育委員会の議決基準(昭和57年8月5日教育委員会決定)

ただし、教育長あてへの解嘱の報告事由は、ア、イ、ウ、エとする。

(2) 委員の選出については、本来は選考協議会を開催すべきところではあるが、次のとおり取り扱うものとする。

ア 学校教育関係者は、館長が調整する。

イ 地域の社会教育活動者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

ウ 施設の社会教育関係団体には、その団体から選出してもらう旨館長が説明し、団体の会長名で推薦してもらう。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

オ 地域の知識経験者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

## 8 会議

(1) 会議は、年1回以上開催するものとする。

(2) 会議は、公開とする。(公開については、川口市審議会等の会議公開に関する要綱による。)

(3) 会議には、館長と公民館職員が出席するものとする。

(4) 議事録(答申)は、議事録署名人2名を選任し、署名をして文書で残すものとする。

## 9 傍聴

(1) 会議の傍聴人の定員は、2名以内とする。

(2) 傍聴の受付は、先着とし会議傍聴申込受付簿に記名させるものとする。

## 10 庶務

庶務は公民館で行い、会議資料及び議事録(答申)は生涯学習課長の決裁を受け保管する。

## 11 会議資料

会議資料及び議事録(答申)は、生涯学習課ならびに行政管理課(市政情報コーナー)にそれ

ぞれ1部ずつ提出する。

## 12 広報

会議資料及び議事録（答申）を窓口等で公開する。

（附則）この要綱は、平成12年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から、実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から、実施する。